

## 安全管理規程施行細則

### 第1条（目的）

本細則は安全管理規程の施行に関する細則を定める。

### 第2条（輸送の安全に関する重点施策）

輸送の安全に関する方針に基づき、次のことを実施する。

#### （1）内部監査について

（目的）運輸安全マネジメントの実施状況を点検することを目的とする。

（機能）輸送の安全の確保の見地から運輸事業に係る業務を適正に把握し、安全管理の向上及び改善に寄与することにある。

（実施）年1回以上とする。

（担当部署）運輸事業部並びに本社総務部の原則所轄の課長職位以上が遂行する。

（監査責任者）安全統括管理者とする。

（監査対象）運輸事業部全営業所とする。

#### （2）輸送の安全の確保に関する社内体制（組織）の構築について

社長を起点とし、輸送の安全に関する連絡体制及び指揮命令系統並びに業務処理については、別の組織図（別表2-4）のとおりとする。

- 一 社長又は安全統括管理者が病気又は不在時は、代務者が代務執行する。
- 二 安全統括管理者は、担当部長及び次長に指示する他、連絡体制の長として、輸送の安全に関する権限を有し、情報、指揮命令に関わる業務を統括し、輸送の安全に関する行為を実行する。
- 三 営業所長は、上記、指揮命令を受ける他、営業所内組織を統括し、運輸事業に係る社員に対し、情報の連絡及び指揮命令に係る行為を速やかに実行する。
- 四 運行管理者（補助者含む）又は整備管理者（補助者含む）及び乗務員は、上記、指揮命令を受ける他、常に輸送の安全の向上に資する行為を実行する。

#### （3）輸送の安全に関する教育及び研修について

- 一 運行管理者及び整備管理者の教育及び研修
- 二 乗務員の年間教育計画の社内教育実施（別表2-1・2）
- 三 指導乗務員の研修及び乗務員の添乗教育の実施

### 第3条（輸送の安全に関する目標）

輸送の安全に関する目標については、次とおりとする。

- （1）安全に関する目標は、事業年度毎に設定する。
- （2）安全に関する目標は、会社全体及び各営業所に設定とする。
- （3）安全に関する目標は、別表にて毎年作成とする。

### 第4条（輸送の安全に関する計画）

輸送の安全に関する計画について、次のとおりとする。

- (1) 従業員の教育計画
- (2) 車両代替等及び整備計画
- (3) 法令遵守徹底に対するマニュアルの作成
- (4) 事故防止委員会の定期的開催
  - 一 営業所の開催（随時）
  - 二 本社の全体開催（随時）
- (5) 輸送の安全に関する会議開催

#### 第5条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は本細則第2条2項1の定めに従うものとする。

#### 第6条（情報の公開）

安全管理規程に基づき、毎年度外部に安全に関する情報を公表するものとし、次のとおりとする。

- (1) 公表手段としてホームページ掲載する。
- (2) 情報管理は、運輸事業部又は安全指導室及び本社総務部を主管部署とする。
- (3) その他緊急時を含め公開に当たって、安全統括管理者の指示に従うものとする。

#### 第7条（輸送の安全に関する記録の管理等）

安全管理規程については、業務の実態に応じ適時適切に見直しを行うとあるが記録、管理、保存方法を含め下記のとおりとする。

- (1) 安全管理規程及び本細則の見直しは安全統括管理者の指揮の下、運輸事業部及び安全指導室並びに本社総務部課長職位以上の合議にて行うこととする。
- (2) 規程承認に当たっては規程管理規程に基づき、取締役会の決済とする。
- (3) 輸送の安全に関する会議議事録は主管部署にて記録し、3年間保存とする。
- (4) 内部監査結果は、内部監査員発令者にて記録し、安全統括管理者が3年間保存とする。
- (5) 輸送の安全に関する記録は、各営業所長が3年間保存のうえ一部を安全統括管理者に提出とする。

#### 第8条（附 則）

- 1 本細則の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。
- 2 本細則は平成24年 6月 1日より施行する。

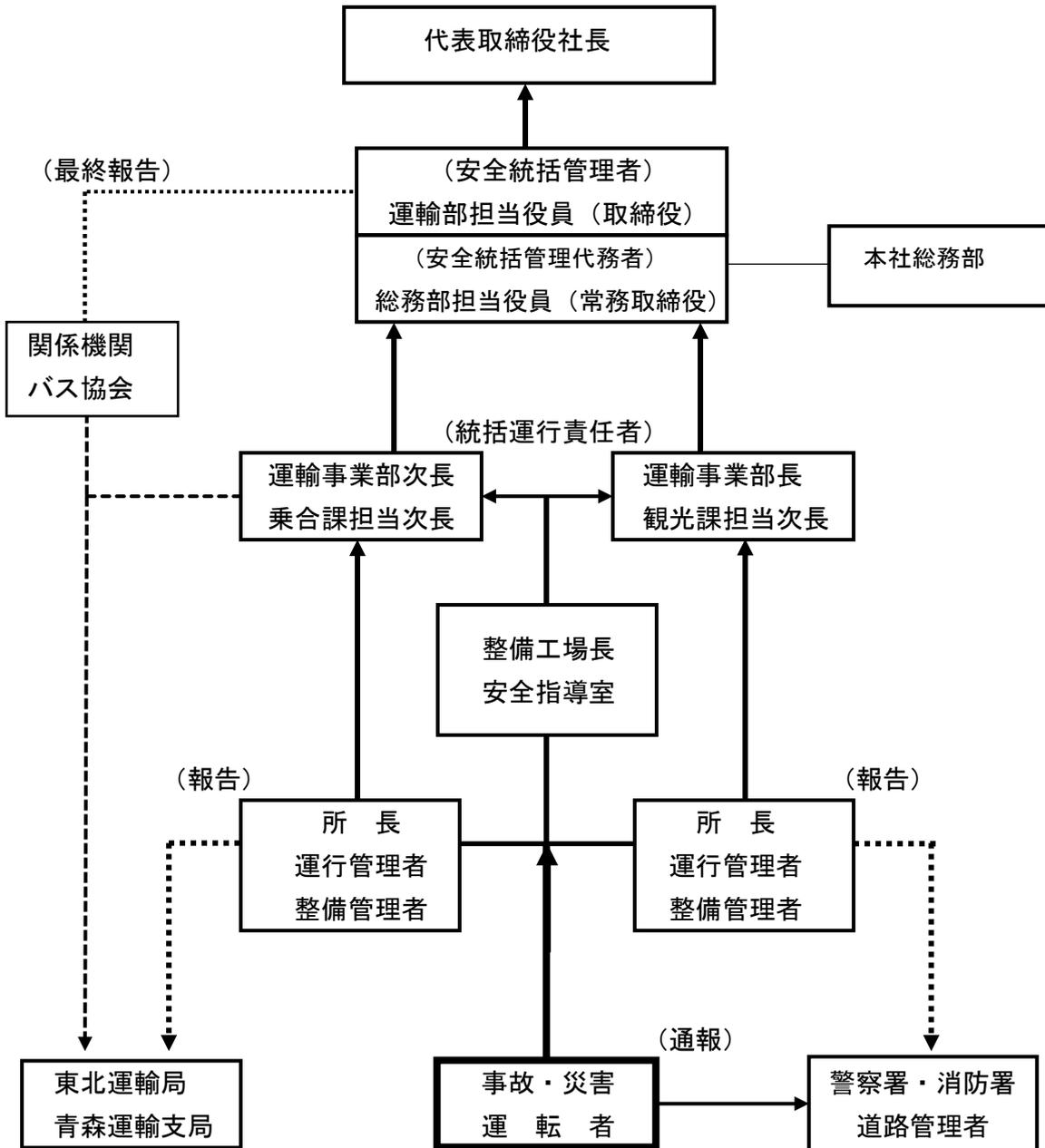
平成25年 4月 1日一部改訂

平成25年12月 1日一部改訂

平成28年 6月 1日一部改訂

(別表 2-4)

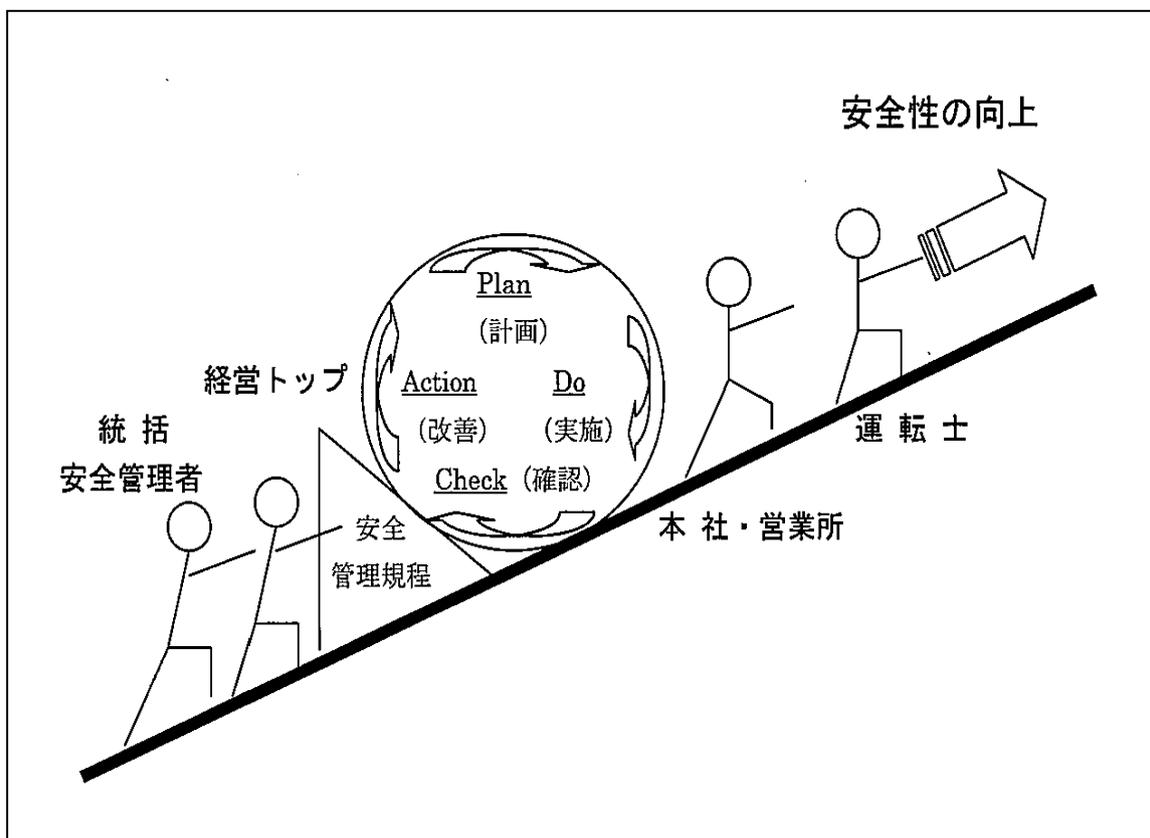
## 安全マネジメント社内連絡体制表



- ・ 事故、災害等に対処するための対策本部は本社に設置する。
- ・ 対策本部長（社長）又は対策副本部長（安全統括管理者）及び現地対策本部長（統括運行責任者）は、その他関係官庁対応、広報、情報収集、被害者対策、車両、現地対策など各班の分掌を行う。

(別表 2-5)

## 輸送の安全に係るP・D・C・Aサイクル



### 輸送の安全に関する目標

- (1) 年 度：事業年度毎設定
- (2) 目 標：有責事故抑止目標件数

- 安全方針
- 1、「輸送の安全確保は、すべてに優先する」
  - 2、「法令、社会規範を遵守する」
  - 3、「基本動作の業務遂行を確実に遵守する」

- 安全目標
- 1、「重大事故発生件数「ゼロ」に！」
  - 2、「交差点、構内・駐車場事故の排除！」
  - 3、「飲酒運転・速度超過の撲滅！」